

文教厚生常任委員会会議録

日 時 令和元年 11 月 27 日（水曜日）10 時 00 分～10 時 30 分

場 所 議員控室

出席者 小寺委員長、平山副委員長、金木委員、村田委員、舟見委員、森議長

ワザハバ 磯野議員、阿部議員、工藤議員、船本議員、逢坂議員

事務局 豊島事務局長、杉野係長

小寺委員長（開会） 10:00

おはようございます。本日の文教厚生常任委員会の調査事項は、新武道館の管理についてです。8 月 30 日に新武道館についてということで工期の延長、開設、また管理運営について調査を行いました。その中で話がありましたけれども、管理運営についてまだ協議中ということで、本日管理運営についての協議が終了したということで、その点について説明していただきたいというふうに思っています。

それでは、担当課から説明をお願いします。

1 新武道館の管理について

担当課説明

説明員 社会教育課 井上課長、近藤主査、神力主事

井上課長 10:00～10:15

おはようございます。委員の皆様にはご多忙の中、当委員会を開催いただきまして、まことにありがとうございます。本日は、現在建設中の新武道館の開所後における管理について方向性が出ましたので、協議の経過を踏まえまして改めてご説明を申し上げます。なお、前回 8 月 30 日の文教厚生常任委員会での説明と重複する箇所もございますが、ご了承をお願いしたいと思います。また、本日は体育振興係、近藤主査、神力主事とともに出席しますので、よろしく願いいたします。それでは、座って説明させていただきます。それでは、お配りしました資料に基づいて説明させていただきます。

まず、1 ページ目ということで、新武道館の管理について。先ほど委員長のほうからございましたが、指定管理者との協議について、経過を踏まえまして方向性についてご説明いたします。新武道館については羽幌町総合体育館と併設設置されることから、同施設との一体管理を基本に開所後の指定管理について現羽幌町総合体育館指定管理者

である特定非営利法人羽幌町体育協会と協議を重ねてきたところであります。同協会では当初から、新たに新武道館の管理を行うに当たり、現在の職員体制の不足に加え、増加する施設の管理については適正な人員配置がなければ受託することが難しいとの考え方でありました。現在の指定管理体制における問題点など理解できる面はあるものの、増加する新武道館の管理については、現総合体育館の指定管理期間が残り1年間のみであることや、増加する施設の管理負担増が細部にわたり想定できないものもあり、現在の管理体制をもとに再検討願うこととなっております。なお、再検討する際の考え方として、新武道館の開館時間や休日を現在の武道館の運営に準ずることもあり得るものとして提示をしております。その後、同協会幹部との打ち合わせを3回程度行った中で、2回までは新武道館の指定管理については見送りたい意向も示されておりましたが、3回目における打ち合わせにおいて、課題は残るものの、町側の考え方を理解いただく方向となりました。11月に入りまして同協会より新武道館管理案が提示されたことから内容等を精査したところ、管理体制においては必要となる人員を最小限に抑え、当初4名の増加案であったものが2名のみ増加となっていること、仮に町が直営で臨時職員を雇用し管理した場合における経費より下回っていること、また当初より総合体育館との一体管理を行う中で玄関、トイレを共用し、施設利用面においても効率的な運営を想定していたことなどを総合的に勘案し、協会側の管理案にて指定管理を行うことが最善と考えられましたことから、町理事者の判断をいただき、これまでの羽幌町総合体育館に追加する形で新たな武道館の管理運営をゆだねる方向となりました。

2、管理運営についてであります。まず、(1)、新武道館の完成予定は、前回の常任委員会でも説明しましたとおり、令和2年の2月28日を予定しております。(2)、新武道館の開所、オープンにつきましては、令和2年4月3日金曜日を現在予定しております。完成から開所まではオープン準備期間とします。よって、現武道館は令和2年3月31日まで継続して管理運営を行うこととしております。以下の表につきましては、運営主体から、考えたなどをまとめましたので、説明させていただきます。

まず、1の運営主体、NPO法人羽幌町体育協会による指定管理であります。

2の新武道館のコンセプト、使用基準につきましては前回の説明と同じですので、こちらについては省略させていただきます。

次に、3ページの3番、使用料です。武道館の使用料につきましても前回の委員会で説明しましたとおりとなっておりますので、省略させていただきます。

次、4番目、開館及び閉館時間であります。開館は午前9時から閉館は午後9時、これは現総合体育館の開館、閉館時間と同一のものであります。なお、新武道館オープンに当たりまして新たな武道場、多目的室の清掃も入りますことから、4月3日を予定しておりますが、開所、オープンから令和3年3月31日までは午前10時の開館とします。この時間につきましては、清掃時間ということで1時間遅らせております。

5の休館日であります。こちらも総合体育館と同様に12月30日から1月5日までは休館日とします。

6、管理体制、こちらについては指定管理者による総合体育館との一体管理であります。

7の職員勤務体制及び業務内容であります。職員の勤務体制につきましては、常時2名体制による現総合体育館との一体管理ということで、今回2名の臨時職員FとGという方を新たに雇用する予定であります。平日の夜間及び土曜日の日勤は臨時職員Fを雇用し、既存C嘱託職員との2人体制による管理、土曜日の夜間及び日祝日は臨時職員Gを雇用し、既存D臨時職員との2人体制で管理、武道館の清掃につきましては、既存役職員及びB嘱託職員により対応します。

4ページをごらんください。これを表にまとめたものが4ページの上段にあります表でございます。まず、月曜日から金曜日の8時半から5時半までの勤務につきましては、現役職員Aと嘱託職員Bで対応いたします。16時半から21時までにつきましては、現嘱託職員Cと新たに雇用する臨時職員Fで対応します。土曜日につきましては、8時半から17時半までが嘱託職員Cと新たな臨時職員Fで対応します。16時半から21時までには臨時職員Dと新たな臨時職員Gで対応します。日祝日に関しましては、終日臨時職員Dと新たな臨時職員Gとで対応いたします。なお、清掃につきましては月から金ということで、7時から11時の間で臨時職員Eにより清掃しております。こちらは変わりません。ただし、第1、第3火曜、金曜は13時まで清掃としております。また、業務内容につきましては、総合体育館との一体管理による武道館の管理、貸し館受け付け、使用料収納、そして日常清掃であります。

次に、8番目、総合体育館との共有箇所、先ほどもありましたとおり、玄関及びトイレは総合体育館を使用いたします。

9、旧武道館使用団体の優先使用、新武道館の中にあります武道場については、現行で利用しています羽幌剣道連盟、柔道スポーツ少年団、格闘クラブ羽幌道場、それと直近で発足しました総合空手亀谷道場の4団体を優先的に使用するものとし、これら以外の日程、時間で一般利用が可能となります。なお、多目的室については、この限りではございません。利用体系ですけれども、今言いましたとおり1団体ふえましたので、月曜日から土曜日、主に夜になりますが、利用が入っております。主に6時半あるいは7時から21時程度までの利用時間となっております。あいている時間が一般の利用時間と考えられますので、月から土曜日につきましては9時から5時まで、5時以降、清掃といたしますか、準備も含めまして若干時間をあけていただくということで9時から5時としております。なお、先ほど言いましたとおり、令和3年3月31日までの1年間は午前10時開所というふうに考えております。また、日曜日につきましては武道場の団体利用はございませんので、朝の9時から21時の使用となります。ただし、令和3年3月31日

までは10時から17時ということになっておりますが、済みません。訂正をお願いします。括弧内の令和3年3月31日までは10時から17時は10時から21時の誤りです。訂正願います。17時を21時に訂正いただきたいと思っております。閉館時間の21時まで日曜日は終日可能となります。

続きまして、10の使用料の免除であります。総合体育館に合わせまして、(1)から(3)に該当しました協会、団体、学校等が使用する場合は使用料の免除を考えております。

次に、5ページになります。11番目、維持管理経費であります。まず、収入につきましては、新武道館、新武道場、多目的室の利用料金、少額ですけれども、年間で4万円程度を見込んでおります。次、支出です。人件費は238万8,000円であります。内訳として、先ほど申し上げました管理職員2名分の金額が216万円、法定福利費、社会保険料の事業主負担分等ございますが、そちらが1名分ということで22万8,000円、合わせて238万8,000円。次に、管理費、合計で168万5,000円、内訳としましては、(1)、電気料で61万円、(2)、灯油代で67万8,000円、(3)、上下水道料で12万7,000円、(4)、修繕費で3万円、(5)、保守点検費として設備機器等の点検委託料が24万円となっております。この中で管理費の(1)、(2)の電気、灯油代につきましては、設計業者のほうに積算いただいております電気代、灯油代が出てきております。これにつきましては、使用経過等によりまして前後といいますか、増減するという部分と、机上で計算しているものですからなかなか実績がつかめないという部分がございます、今回につきましては見込み額を算出しまして、その8割を管理費ということで計算させてもらっています。8割なのですけれども、(1)と(2)の合計額が、実際メーターがついておりますので、新武道館側で使った電気、灯油代はわかりますので、その部分につきましては8割で計算した額より超過した場合、これについては超過した分を指定管理者側にお支払いするというふうなことを考えております。次に、事務、諸経費につきましては28万2,000円、支出の計、2、3、4の計が435万5,000円となります。それからただいま申し上げました収入の計を引きますと431万5,000円となります。この金額の10%は消費税ということになりますので、43万1,000円の消費税を加算した指定管理料合計、5プラス6ということで474万6,000円が指定管理料の委託料の合計という考えになります。また、火災保険料につきましては、町村会の火災保険に直接入っているものですから、町のほうで直接支払うということで、別個に6万3,000円、町支出と考えております。よりまして、新たな武道館開設1年目ということで、令和2年度は総維持管理費480万9,000円を見込んでおります。

次に、12番の条例等の整備であります。今年度中に総合体育館との一体管理による指定管理を行うため、下記に掲げております条例、規則の改正及び廃止を予定しております。これにつきましては来る3月議会を予定しております。改正は、現総合体育館の条

例等であります。また、同じく規則であります。廃止につきましては、3月まで続けていきます現武道館の設置条例と施行規則になります。この中で新たな武道館を位置づけていきたいと考えております。

また、ここには記載しておりませんが、実は今年度予算計上してご承認いただいております委託事業の中で、こけら落としといたしますか、そういった部分のスポーツ教室を開こうということで予算措置しておりました。内容は、柔道と剣道の著名な先生を招きまして、体育協会に委託しましてそれぞれ団体あるいは一般の方に参加いただくスポーツ教室を考えておりましたが、ご承知のとおり新たな武道館の開設が4月になるということで、まだ日程は決まっておりませんが、今年度につきましてはこの予算を来る12月議会で、金額は50万5,000円ほどになりますが、減額補正させていただきまして、新たな令和2年度の新年度予算で、若干金額は動きますが、内容はそのまま柔道、剣道のこけら落としを兼ねましたスポーツ教室を委託事業ということで考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

私からの説明は以上です。

小寺委員長 10:15

それでは、この議案について質疑を行いたいと思います。質疑のある委員の方は挙手にてお願いいたします。ございませんか。

—主な協議内容等（質疑）— 10:15～10:30

森 議 長 消費税のことなのですけれども、人件費含めた総額について10%を掛けているという数字でよろしいのでしょうか。

井上課長 そのような考えでおります。

森 議 長 人件費とか法定福利費は消費税の対象外ですので、掛けるのは誤りではないかという気がするのですけれども、どうでしょうか。

井上課長 体育協会との協議の中でこのような形で出てきたのですが、今ご指摘のあった部分については再度確認して、予算計上の部分でも関係してきますので、精査して計上していきたいと考えております。

森 議 長 実際そうなのです。体協のほうの知識の問題かもしれないけれども、私

ってしまうとその分だけ体協の別個の収入みたいな形になりますので、改めて消費税に関する具体的な文言やらきちっと理解してもらわないとまずと思いますので、よろしくお願いします。
以上です。

小寺委員長 ほかにございませんか。

村田委員 4 ページ、一般の利用時間の開設時間が来年度だけ 10 時からというところの説明が清掃業務ということだったのですが、どうして 1 年間だけなのか、来年度で指定管理が終了するからなのか、もうちょっとそこら辺説明をお願いします。

井上課長 今ご質問のあった開設時間なのですけれども、1 年間というのはまさに現在の指定管理期間が切れるまでの措置ということで、時間を 1 時間ずらしております。現在は、先ほど申し上げましたとおり 2 名の臨時職員の雇用ということで 1 年間やってもらうという中で、体育協会のほうで令和 3 年度新たに募集になりますが、3 年度以降の体制につきましては新たな協議の中で体制も組み直したいという意向がございましたので、そちらについては 9 時から開設時間になりますので、当面 1 年間だけは現行の 2 名体制の職員の増員という部分の中で考えますと、掃除の時間をとっていただきたいという意向がございましたので、こういうふうな形になった次第でございます。

村田委員 わかりました。

小寺委員長 そのほかございませんか。

金木委員 前回の委員会でも表は提示したということなのですが、3 ページの使用料の設定の仕方、どんな考えでこういう金額になったのかなという考え方を教えていただきたいのと、上段、下段、2 段に分けて書いてあるのはどういう意味なのか、それもあわせて教えてください。

井上課長 今質問いただいた中で確認したいのですが、3 ページの武道館使用料の

案ということで、これは上限額なのですけれども、この金額の設定の基準の考え方でよろしいですか。

金木委員 はい。

井上課長 申しわけありません。考え方としましては、現在総合体育館で設定しております条例上の金額がございます。その部分を勘案して算定したものがこちらです。新たな施設ということで、施設に見合った金額を設定するのが当然のことだと思いましたが、今回いろいろな協議といたしますか、試行の中で、同じ体育館の中に存在する施設で、均衡も必要ではないかということがありまして、今回総合体育館の面積を勘案した中で、新武道館の面積をもとにこのような金額で使用料を算定させていただいた次第であります。

金木委員 上下は有料の場合、無料の場合の違いということですね。見落としてしまいました。失礼しました。
あと、今後の話になるのですが、5ページ、現在使用されている武道館は廃止になると思うのですが、建物そのものは何かに転用、使用する考えなのか、行く行くは解体することになるのか、その辺の見通しというか、考え方をお聞きしたいと思います。

井上課長 現在の武道館につきましては老朽化ということで新築した経過がございます。3月まで使いまして4月になりましたら、若干、荷物の移動等が残るかもしれませんが、今は行政財産となっておりますので、最終的には普通財産という形に移行して、財務課管理となりますのでそちらの方に移行したいと考えています。現在の武道館は雨漏りがひどいのです。入った玄関の吹き抜けから事務室等にかけて、そちらの屋根のつくりが他所の大きな武道場のつくりと違うものですから相当雨漏りがあるということで、そこを直すとしても面積が結構大きいものですから多額の費用がかかるということで、今のところ、確定ではありませんが、こちらについては除却という考えでおりますので、それに向けて準備を進めたいと考えております。

小寺委員長 そのほかございませんか。

平山副委員長 職員採用のことなのですが、現在武道館で管理業務をされている方もいると思うのですけれども、その方は何名なのですか。

井上課長 現在1名の方に管理をいただいております。

平山副委員長 今度新たな武道館ができると2名の臨時職員の採用予定ということなのですが、現在武道館の業務に従事されている方の対応というか、そういうことは何か考えていらっしゃるのか。

井上課長 現武道館が3月までということで、3月までの雇用期間ということで採用いたしておりますが、その後については本人とも話しておりませんが、新たな新武道館につきましては指定管理になりますと体育協会側の募集、採用になりますので、そちらのほうに採用意向があれば私たちもそういう話をさせていただきたい。ただ、本人と何も話していないものですから。

小寺委員長 そのほかございませんか。

森 議 長 先ほどの件で、ちょっと心配なので改めて今この場で調べたのですけれども、いろいろ隘路があるみたいで、業務委託で外注費という考え方にするとトータルで人件費も含めて消費税の対象になる場合があるということですが、場合によっては認められない場合もあるとかいろいろなケースがあるようです。指定管理イコール業務委託ということにするのか、もしくは人件費というふうに明確にすると同じような扱いをするとかいろんなケースがあるみたいですので、今の契約も恐らく消費税丸々払っている契約だから今回もそうなっていると思いますので、私の浅い知識の中で先ほど言ったことは取り消しまして、もう一度調べていただく。確認していただくと。全体にもかかわる話で、そういう質問に変えさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

井上課長 ただいまのお話のとおり、消費税の扱いにつきましては再度指定管理者

の法令等を調べまして、正規な格好にしたいと思っています。

小寺委員長 ほかにございませんか。(なし。の声) では、私のほうから1つ。4ページなのですからけれども、利用団体ということで使われる予定であると思うのですけれども、この利用団体についての使用料の扱いはどのようになるのでしょうか。

近藤主査 説明させてもらいます。この4団体の利用については、少年団活動として現在利用しております。少年団活動につきましては使用料の免除ということで、現在もその後も無料という形をとらせていただきたいと思いますと考えております。

小寺委員長 その場合、優先的に夜の時間を使うということなのですが、他団体、ここに載っていない団体が夜お金を払って使いたいという場合はどういうふうな扱いになっていくのでしょうか。

井上課長 武道館という部分は、あくまでも武道というものを主として今までもつくられてきました。今回の武道館の新築に当たりまして、武道というものの基本線はコンセプトとして変わっておりません。先ほど4ページの9番にありましたとおり、優先使用という物の考え方で、現4団体につきましては月曜日から土曜日、この時間は優先させて割り振りたいと考えていますので、仮に有料であっても、月から土曜日のこの時間についてはほかの団体にはご遠慮願うというふうに考えております。ただし、多目的室についてはかかわっていませんので、使用可能と考えております。

小寺委員長 その場合に、夜、多目的室を会議で使用する。その間、隣の武道場で練習している。そこは建物の構造上、問題ないと言ったら変ですけども、併用して利用できるということでよろしいのでしょうか。

井上課長 実際まだ建っていないものですから、遮音といいますか、防音がどの程度というの定かではありませんが、防音対策はされているということは聞いておりますが、団体さんによって会議をやって、どうしても騒音

で会議になじまないというふうになれば利用は難しいのかなというふう
に考えておりますが、使う方がよければ併用することも可能というふう
に考えております。

小寺委員長 そのほか質問。

村田委員 今委員長の説明の中で、利用団体4団体が優先ということで、一般で利
用したいというときにはご遠慮願うと。考え方として、格闘クラブだと
か近々できた亀谷道場ですとか、少年団ですから優先はいいと思うので
すけれども、新武道館を全面使用しなくても、使用料でいけば専用使用、
面積半分使用というのがある中でいくと、半分使用という考え方をすれ
ば、ほかの方が練習したいのだとか使いたいというときは、格闘クラブ
とか亀谷道場の方々がオーケーであればいいような気もするのですけれ
ども、そこら辺の協議はやっていますか。

井上課長 そこについては今後指定管理者と細部について詰めていきまして、今委
員言われるとおり、少年団の方々は片面がほとんどだと思います。全面
を使うというのは余りないと思いますので、指定管理者と協議しまして、
あいている片面に支障がなければ使うということで私たちも考えており
ます。

村田委員 わかりました。

小寺委員長 そのほかございませんか。(なし。の声) それでは、ないようですので、
以上で今日の調査事項、新武道館の管理についてを終了したいと思います。
どうもありがとうございました。